

大阪社保協通信

メールアドレス:osakasha@ poppy.ocn.ne.jp
<http://www.osaka-syahokyo.com/index.html>

第 1318 号 2026.2.9
TEL 06-6354-8662 Fax 06-6357-0846
大阪社会保障推進協議会

2026 年度大阪府統一国保料本算定公開～府内平均 163,911 円 1747 円 1.08% 値上げに

1月 16 日に「令和 7 年度第 3 回大阪府市町村国民健康保険主管課長会議が開催され、2026 年度大阪府統一保険料が決定しました。11 月に出された仮算定よりも高く、今年度国保料よりも平均 1.08%アップとなりました。

令和 8 年度大阪府統一国保料本算定

	所 得 割	均 等 割	平 等 割	賦課限度額
医 療 分	9.50%	34,990 円	33,908 円	66 万円
後 期 分	3.06%	11,191 円	10,845 円	26 万円
介 護 分	2.60%	18,682 円	0 円	17 万円
子ども分	0.28%	1,841 円	0 円	3 万円

令和 7 年度大阪府統一国保料

	所 得 割	均 等 割	平 等 割	賦課限度額
医 療 分	9.30%	34,424 円	33,574 円	65 万円
後 期 分	3.02%	11,034 円	10,761 円	24 万円
介 護 分	2.56%	18,784 円	0 円	17 万円

値上げの最も大きい要因は新たにできた子ども支援金分です。詳しくは大阪社保協ホームページ「国民健康保険都道府県単位化問題」ページに全資料をアップするのでご覧ください。

■主な変動要因(大阪府資料より)

○算定上の推計被保険者数 約 150.7 万人

○算定上の一人当たり費用の増減要因

《増要因》・子ども・子育て支援納付金の増(新規)	約 7,649 円
・保険給付費の増	約 7,427 円
・前期高齢者交付金の減	約 2,460 円
《減要因》・国普通調整交付金(医療分+後期分+介護分+子ども分(新規))の増	約 5,935 円
・療養給付費等負担金の増	約 3,336 円
・子ども・子育て支援納付金国庫負担金の増(新規)	約 2,448 円
・財政安定化基金の取崩(前期高齢者交付金の生産に備えた留保財源の活用)	2,169 円

■年度ごとのモデルケースごとの大阪府統一保険料

2018 年度(国保都道府県単位化スタート)～2026 年度のモデルケースごと統一国保料が以下の表です。モデルケースは①40 歳代夫婦＋中学生＋小学生の 4 人世帯②65-74 歳の夫婦③40 歳代母＋中学生＋小学生の 3 人世帯、です。

大阪府統一保険料									
	所得0			所得50万円			所得100万		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③
2026年度	80,225	41,680	60,400	144,321	78,287	113,839	220,121	141,287	187,079
2025年度	79,121	40,575	59,848	142,284	70,042	112,723	216,684	137,850	184,563
2024年度	80,850	41,492	61,171	145,474	78,030	115,316	222,074	141,430	189,276
2023年度	78,190	39,870	59,030	140,648	74,955	111,325	214,448	135,705	182,515
2022年度	73,001	37,250	55,125	131,364	70,042	104,051	200,614	126,892	170,821
2021年度	71,683	36,590	54,137	129,202	68,971	99,958	198,702	126,021	169,458
2020年度	74,583	37,922	56,252	148,785	83,161	118,234	220,785	179,783	190,234
2019年度	70,744	35,886	53,315	141,435	78,953	112,387	210,635	171,139	181,587
2018年度	65,915	33,785	49,850	131,942	74,447	105,167	196,892	161,582	170,117

	所得150万			所得200万			所得300万		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③
2026年度	295,921	245,966	323,279	451,946	336,753	399,079	657,029	462,753	590,946
2025年度	291,084	240,025	318,810	444,604	328,675	393,210	646,151	451,875	581,909
2024年度	298,674	246,322	327,046	456,123	337,383	403,646	663,223	464,183	597,627
2023年度	288,248	262,905	315,345	440,238	323,655	401,520	639,964	445,155	576,098
2022年度	269,864	245,824	295,196	412,115	302,674	401,196	599,282	416,374	539,696
2021年度	268,202	244,054	293,094	409,384	301,104	398,685	596,173	415,204	537,685
2020年度	367,368	263,764	318,486	439,368	322,464	427,988	633,090	439,864	571,988
2019年度	350,578	251,363	304,102	419,778	307,663	408,845	605,341	420,263	547,245
2018年度	327,757	237,455	284,917	392,707	290,805	383,100	566,551	397,505	513,000

■維新議員の国保逃れ問題～大阪市会議員のモデルケース国保料は

維新議員の国保逃れが大変な問題となっています。地方議員も国会議員も加入する医療保険は国民健康保険となります。地方議員の給与は条例に定められており、大阪市会議員の場合、普通議員であれば年所得約 1200 万円となります。年所得 1200 万円の場合のモデルケースでの統一国保料計算は次の表になります。

全ケースが賦課限度額となります。注目していただきたいのは低所得世帯の国保料との比較です。所得 200 万円の 6 倍の所得であっても、所得 300 万円の 4 倍の所得であっても保険料は 6 倍にも 4 倍にもなりません。さらに 2026 年度①のケースであれば所得 50 万円世帯の国保料は年所得の 28.9%。100 万円は 22%、200 万円は 22.6%、300 万円は 21.9% となります。1200 万円の場合は 9% にしかなりません。つまり国保料は非常に逆進性があるわけですが、こともあろうに維新議員はこの国保料も高いとして、実態のない

法人の理事になり若干の報酬をもらったとして社会保険に加入し、ごくわずかな保険料を支払っていたというのです。

	所得200万			所得300万			所得1200万		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③
2026年度	451,946	336,753	399,079	657,029	462,753	590,946	1,090,000	920,000	1,090,000
2025年度	444,604	328,675	393,210	646,151	451,875	581,909	1,060,000	890,000	1,060,000
2024年度	456,123	337,383	403,646	663,223	464,183	597,627	1,040,000	870,000	1,040,000
2023年度	440,238	323,655	401,520	639,964	445,155	576,098	1,020,000	850,000	1,020,000
2022年度	412,115	302,674	401,196	599,282	416,374	539,696	990,000	820,000	990,000
2021年度	409,384	301,104	398,685	596,173	415,204	537,685	990,000	820,000	990,000
2020年度	439,368	322,464	427,988	633,090	439,864	571,988	960,000	800,000	960,000
2019年度	419,778	307,663	408,845	605,341	420,263	547,245	930,000	770,000	930,000
2018年度	392,707	290,805	383,100	566,551	397,505	513,000	890,000	730,000	890,000

■大阪府と市町村は調査を行い被保険者に誠実な説明をすべき

大阪府と市町村が国保の保険者であり、その長は最高責任者です。そして大阪府と大阪市はじめ多くの市町村の首長が維新です。そして議員の職務については地方自治法第89条に明記されています。さらに国民健康保険法「保険者」、大阪府国保運営方針「目的」も以下のように抜粋します。

大阪府および各市町村はこうした国保の「持続可能で安定的な国民健康保険制度」の根底をゆるがす事態を地方議員自らが行っていることに対して調査を行い、被保険者に誠実な説明をすべきと考えます。大阪社保協としては今後大阪府に対して申し入れを行いたいと思います。

地方自治法

第89条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

国民健康保険法

(保険者)

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

大阪府国民健康保険運営方針

序章 第1 基本的事項 1 策定の目的より抜粋

この大阪府国民健康保険運営方針(以下「運営方針」という。)は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、大阪府(以下「府」という。)と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として一体となり、共通認識のもと、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営できるよう、基本的な考え方を共有するための方針として策定するものである。

2月14日「2025年度地域団体活動者会議」、3月14日「大阪社保協第36回総会」にご参加を

3月14日(土)の「大阪社保協第36回総会」を控え、大阪社保協では来年度活動方針などの議論をはじめています。「2025年度地域・団体活動者会議」を2月14日(土)午後ハイブリッドで開催いたしますので、ご参加ください。また、地域社保協結成を目指しておられる地域からのご参加もよろしくお願いいたします。添付の地域社保活動報告用紙を2月10日(火)までにメールでお寄せください。(なお、この報告用紙の集約は総会資料にも入れますので必ず提出してください)

2025年度地域団体活動者会議

1. 日時 2026年2月14日(土)午後2時~4時

2 リアル会場 国労大阪会館2階第一小会議室

Zoomミーティングに参加する

<https://us06web.zoom.us/j/87672751381?pwd=of5ZQznOalboh82U0mE0o8WfkrhD8T.1>

ミーティングID: 876 7275 1381 パスコード: 897866

3. 内容 ①「第36回総会議案」に対する討議

②地域での社会保障運動についての交流

③次期事務局体制選考委員会中間報告

大阪社保協第36回総会

1. 日時 2026年3月14日(土)午後2時開会/5時閉会

2. 場所 リアル会場は大阪民医連会議室

3. 報告と議案

(1)報告~2025年度活動報告、決算報告、会計監査報告

(2)議案 第1号議案 社会保障をめぐる情勢と2026年度活動方針(案)

第2号議案 2026年度予算(案)

第3号議案 2026年度役員体制(案)

※総会zoomURL等は以下です。1時45分頃から入室をお願いいたします。

<https://us06web.zoom.us/j/83728759034?pwd=CJPkRwN8hiH18O9jh6xgWSgydOaRT.1>

ミーティングID: 837 2875 9034 パスコード: 390485